

北空知衛生センター組合一般廃棄物の処理に関する条例

平成14年10月31日

組合条例第5号

改正 平成16年 8月 9日組合条例第 4号
平成21年12月24日組合条例第 9号
平成22年 3月25日組合条例第 4号
平成23年 3月25日組合条例第 1号
平成30年12月25日組合条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、北空知衛生センター組合（以下「組合」という。）が、ごみ処理施設（以下「処理施設」という。）を設置し行う、一般廃棄物の処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 構成市町 北空知衛生センター組合規約（昭和41年4月1日地方第346号指令）第3条に規定する可燃ごみ（生ごみを含む。）の処理（焼却処分を除く。）、不燃ごみの処理及び資源ごみの処理に関する事務を共同で行う市町をいう。
- (2) 一般廃棄物 可燃ごみ、生ごみ、不燃ごみ及び資源ごみをいう。
- (3) 計画収集 構成市町が実施する一般廃棄物の収集及び運搬をいう。

(組合の責務)

第3条 組合は、一般廃棄物の処理にあたっては、法に定める処理基準を遵守し、生活環境の保全上支障が生じないよう適正な処理に努めなければならない。

2 組合は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施にあたっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その効率的な運営に努めなければならない。

(搬入者の責務)

第4条 処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする者は、事前に一般廃棄物の減量及び分別に努めるほか、一般廃棄物の適正な処理に関する組合の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画に基づく処理)

第5条 組合長は、法第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、当該計画のうち、処理施設、受入時間等の基本的事項を告示するものとする。

2 前項の基本的事項に変更があったときは、その都度変更の内容を告示するものとする。

3 組合は、一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の適正処理を行うものとする。

4 一般廃棄物処理計画のうち、処理施設が受入れを行う一般廃棄物の基準（以下「受入基準」という。）は、規則で定める。

(組合が処分を行う一般廃棄物)

第6条 組合は、前条第4項に定める受入基準を満たす一般廃棄物について処分を行う。

(一般廃棄物を搬入できる者)

第7条 処理施設に一般廃棄物を搬入することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 構成市町
- (2) 構成市町の委託により一般廃棄物の収集及び運搬を行う者。
- (3) 構成市町の長により法第7条第1項の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者。
- (4) 構成市町において排出した一般廃棄物を自ら処理施設に搬入しようとする者であつて、構成市町に居住し、又は所在地を有する者。

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体から構成市町の行政区域外で発生した一般廃棄物搬入の申出があつた場合において組合長が特に認めたときは、当該一般廃棄物を搬入することができる。

(搬入できない一般廃棄物)

第8条 処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする者は、規則に定める一般廃棄物を搬入してはならない。

2 組合長は、処理施設に前項の規則の定めにより搬入してはならないこととされている一般廃棄物を搬入しようとする者に対し、分別、減量等に関し必要な事項を指示することができる。

(一般廃棄物の処理手数料)

第9条 組合が一般廃棄物の処分をする場合は、別表1に定める手数料を徴収する。ただし、構成市町が実施する計画収集で一般廃棄物の収集及び運搬を行う者は除く。

2 前項の規定にかかわらず、第7条第2項の規定により処理施設に一般廃棄物を搬入した者は、別表2に定める手数料を納付しなければならない。

3 既納の手数料は還付しない。ただし、組合長が特に認めたときは 前2項の手数料を還付することができる。

4 第1項及び第2項の手数料の徴収方法については、規則で定める。

(手数料の減免)

第10条 組合長は、災害その他特に必要があると認めたときは、前条に定める手数料を減免することができる。

(一般廃棄物処分業の許可申請手数料)

第11条 法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者、同条第7項の規定により一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者は、当該申請の際に、別表3に定める手数料を納付しなければならない。

2 既納の手数料は還付しない。ただし、組合長が特に認めたときは 前項の手数料を還付することができる。

(過料)

第12条 詐欺その他の不正行為により、この条例に定める手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(設置)

第13条 一般廃棄物を適正に処理するため、処理施設を設置する。

(名称及び位置)

第14条 処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北空知衛生センター組合可燃ごみ運搬 中継施設	深川市一已町字一已1863番地 532
北空知衛生センター組合生ごみバイオ ガス化施設	深川市一已町字一已1863番地 531
北空知衛生センター組合リサイクルプ ラザ	深川市一已町字一已1863番地 989

(損害賠償)

第15条 第7条に規定する者が処理施設の施設設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、組合長がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に一般廃棄物処分業の許可を受けている者は、条例第11条の規定により許可を受けたものとみなす。

3 平成14年12月1日から平成15年3月31日までの間の直接搬入に係る一般廃棄物処理手数料は、第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず徴収しない。

4 平成15年4月1日から平成15年6月30日までの間の直接搬入に係る一般廃棄物処理手数料は、第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、100キログラムにつき408円とする。ただし、手数料の算出に当たって搬入した量に基礎単位未満の端数があるときは、これを基礎単位とみなして計算する。

附 則 (平成16年8月9日組合条例第4号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月24日組合条例第9号)

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日組合条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から組合長が別に定める日までの間、改正後の北空知衛生センター組一般廃棄物の処理に関する条例第2条第2項第1号の規定中「可燃ごみ(生ごみを含む。)の処理、(焼却処分を除く。)、不燃ごみの処理及び資源ごみの処理」とあるのは、「可燃ごみ(生ごみを含む。)の処理、不燃ごみの処理及び資源ごみの処理」と読み替えるものとする。

附 則（平成30年12月25日組合条例第12号）
この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第9条第1項関係）

一般廃棄物処理手数料（直接搬入）

一般廃棄物の種類		単 位	金 額
可燃ごみ	一般可燃ごみ	10キログラムにつき	130円
	動物の死体	1キログラムにつき	100円
生ごみ		10キログラムにつき	130円
不燃ごみ		10キログラムにつき	130円

（平16組合条例4、平21組合条例9、平22組合条例4、平23組合条例1・改正）

手数料の算出にあたって搬入した量に基礎単位未満の端数があるときは、これを基礎単位とみなして計算する。

別表2（第9条第2項関係）

一般廃棄物処理手数料（直接搬入）

一般廃棄物の種類		単 位	金 額
可燃ごみ	一般可燃ごみ	10キログラムにつき	520円
	動物の死体	1キログラムにつき	400円
生ごみ		10キログラムにつき	520円
不燃ごみ		10キログラムにつき	520円

（平16組合条例4、平21組合条例9、平22組合条例4、平23組合条例1・改正）

手数料の算出にあたって搬入した量に基礎単位未満の端数があるときは、これを基礎単位とみなして計算する。

別表3（第11条関係）

手数料の種類	許可の区分	手数料の額
一般廃棄物処分業 許可申請手数料	法第7条第6項の一般廃棄物処分業の許可	1件につき20,000円
一般廃棄物処分業 許可更新手数料	法第7条第7項の一般廃棄物処分業許可の更新	1件につき20,000円
許可証再交付申請手数料	一般廃棄物処分業に係る許可証の再交付	1件につき 2,000円